

施工業者の方へ

【※不備があると補助対象とならない場合があります。必ずお読みください。】

<住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ>

住宅の修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。

別添の様式第2号により、修理見積書を作成してください。

様式の電子データ（エクセル）は、下記のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。

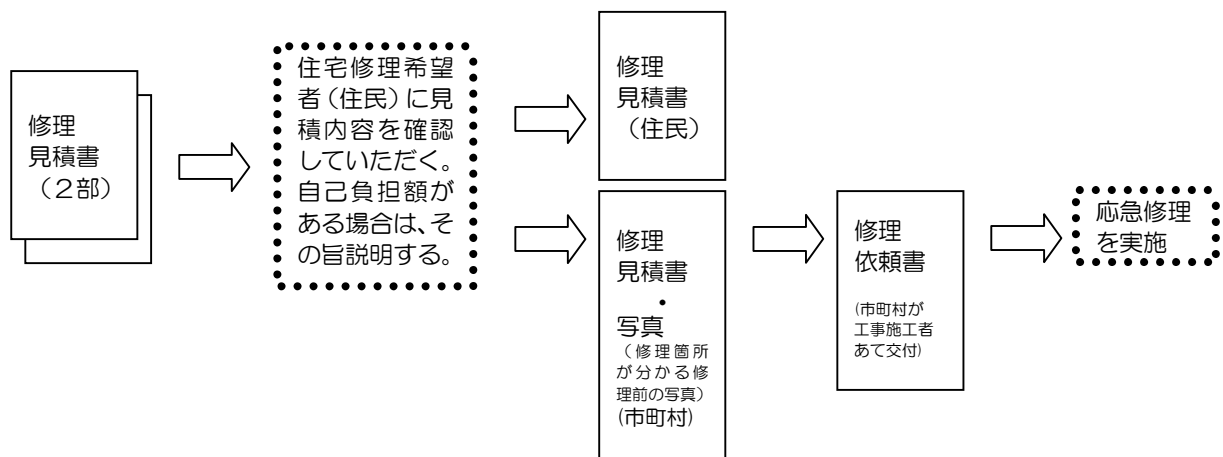
菊陽町のホームページ「住宅に甚大な被害を受けた皆様へ」の「2 被災した住宅の応急修理制度について」

<http://www.town.kikuyo.lg.jp/soshiki/0/0430jinndainahigai.html>

修理見積書は、2部作成してください。住民に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。その際、見積書に住民負担分がある場合、その旨を住民にご説明をお願いします。

見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は修理箇所が確認できる修理前の写真と併せて菊陽町建設課に提出してください。

菊陽町は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう事業者様あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

なお、修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先度が低くなります（裏面参照）。

<注意点>

- ・工事が完了したら、完了報告書を菊陽町に提出してください。報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお願いします。
- ・応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民にご請求をお願いします。
- ・応急修理制度に係る工事代金（57万6千円限度）の菊陽町への請求手続き方法については、修理依頼のありました菊陽町にご確認をお願いします。

お問い合わせ先

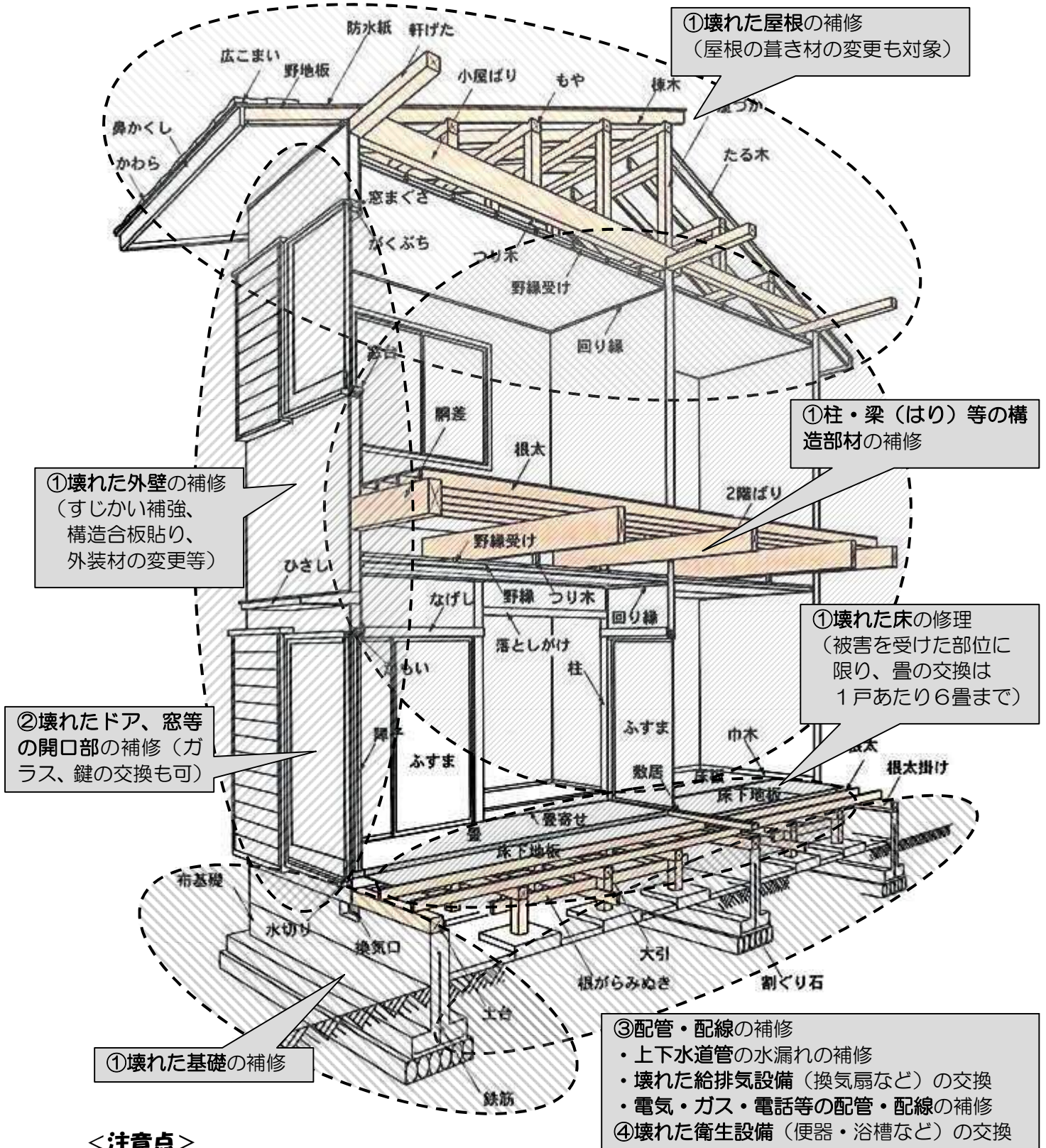
菊陽町福祉課地域福祉係

電話：096-232-4913

FAX：096-232-4923

住宅の応急修理対象範囲

(平成28年(2016年)熊本地震により被災した部位に限ります)



< 注意点 >

- ①～④は優先度を表します。
- 内装は原則として、対象外です (例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。

手続きの流れ

通常の手続き	修理件数が著しく多数となる場合
① 希望する被災者は、 菊陽町相談 窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。	
② 菊陽町福祉課 は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。	② 都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙とともに修理依頼書を交付する。
③ 被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③ 被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、修理依頼書を渡す。
④ 委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて） 菊陽町建設課 の窓口提出する。 ④' ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ④'' ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。	
⑤ 菊陽町 は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。	
⑥ 委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。	
⑦ 委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、 菊陽町建設課 に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤ 委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧ 応急修理に要した費用を 菊陽町福祉課 に請求する。	⑥ 応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨ 菊陽町福祉課 は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦ 都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

図1 通常の手続き

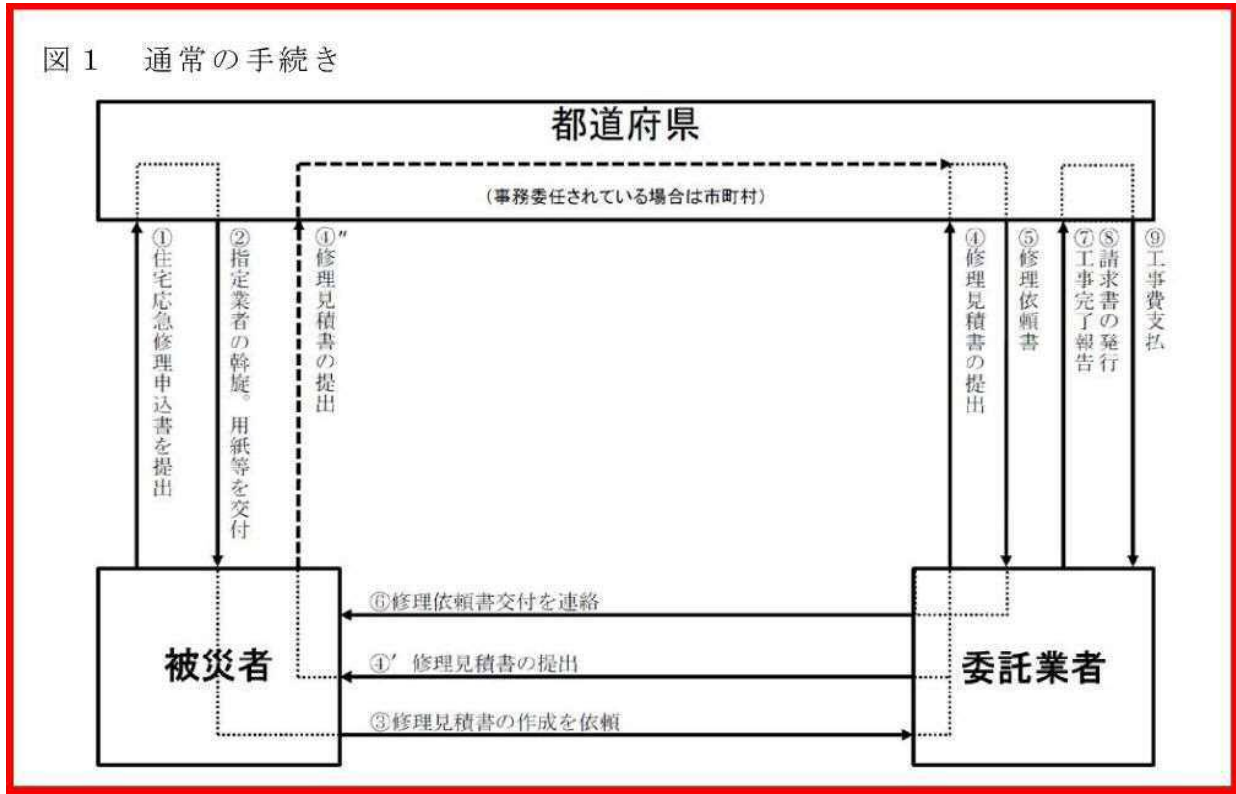
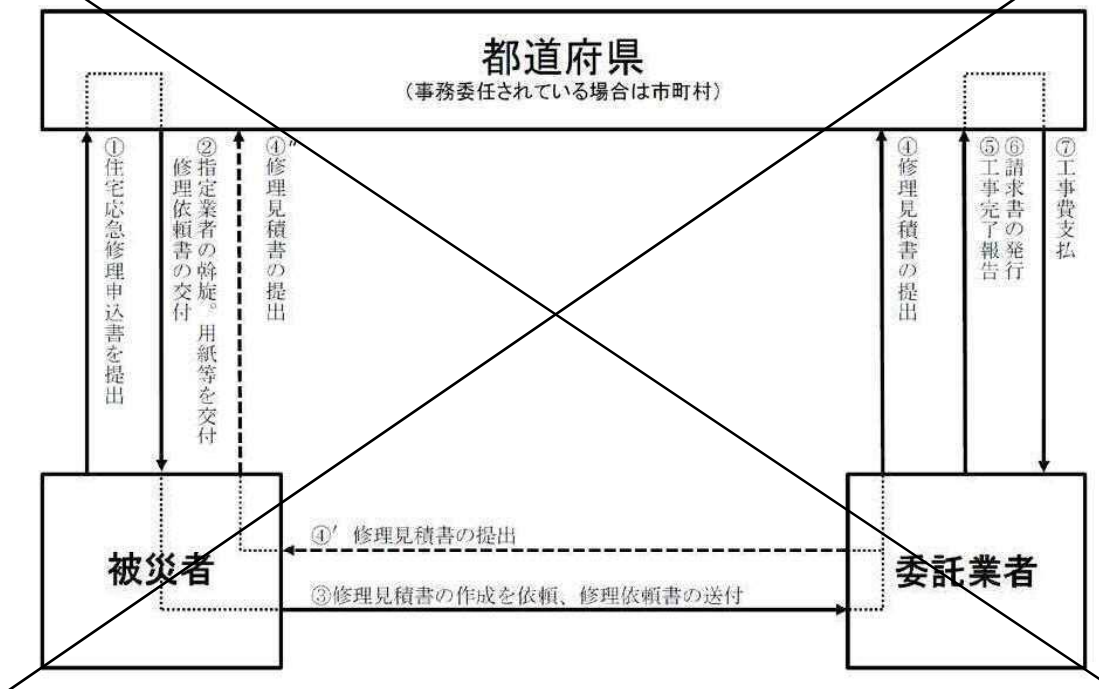


図2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



平成28年熊本地震における住宅の応急修理実施要領

(平成28年4月25日決定)

(平成28年5月24日改正)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、平成28年熊本地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、県内全市町村である(平成28年4月15日適用)。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

①当該災害により半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住家被害を受けた者

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

③応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。(詳細は、別紙3「応急修理にかかる工事例」のとおり)

①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等

や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は、576,000円以内とする。

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯あたりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ

都道府県又は事務委任を受けた市町村(以下、「都道府県等」という。)は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、都道府県等の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。(数字は図1、2に対応)

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし、一戸当たり 6 畳を限度とする。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
（例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
×壊れていない便器の取り替え
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり 6 畳相当を限度として対象とする。
・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
（例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
（例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。

修 理 見 積 書【記載例】

見積金額(応急修理分) 520,000 円 (他に被災者負担分 110,000 円)

工 事 名 称	対象 (※1)	数 量	単 価	金 額	備 考
1 仮設工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	屋根工事の仮設
2 木工事					
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
金物		一式	●●● 円	31,500 円	庇、外壁補修用
施工費		● 人	●●● 円	31,500 円	
3 屋根工事					
養生	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	ブルーシート
板金工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	
雨樋	○	一式	●●● 円	31,500 円	氷柱防止
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
4 窓工事					
ガラス工事	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
雑工事	○	一式	●●● 円	31,500 円	サッシ鍵取替え
5 衛生設備工事					
便器取替え	○	一台	●●● 円	31,500 円	破損ロータンク含む
配管工事	○	● m	●●● 円	31,500 円	
下地補修	○	● m	●●● 円	31,500 円	
仕上げタイル補修	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	便器取替えの付帯工事
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
6 畳工事					
畳の取替え	×	● 人	●●● 円	31,500 円	老朽化による取り替え
合 計				630,000 円	
(うち消費税)				30,000 円	
応急修理分				520,000 円	(※2)
被災者負担分				110,000 円	(※3)

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること

※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること

※3 被災者負担分は、「被災者生活再建支援事業補助金」の「上乗せ経費」の対象とすることができる

上記のとおり見積もり致します。(指定業者記入)

平成 年 月 日

登録番号

住 所

会社名

代表者名

印

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名